

正誤表	2026 年度版 弁理士試験 論文式試験過去問題集
-----	---------------------------

5287-0

本書において下記のとおり、誤りがございました。
内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。
恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

※ p 45 の 3 行目「題意より、」以下に記載漏れがありました。

正しい記載は、下記の通りとなります。

「題意より、意匠ハに係る意匠登録には無効理由が存在する（48 条 1 項各号）。そのため乙は、意匠ハに係る意匠登録に対し、無効審判を請求する措置をとる必要がある。無効審決の確定により、意匠登録が遡及消滅した場合に移転請求が認められるからである（26 条の 2 第 2 項）。

その後乙は、甲に対し、意匠イに係る意匠権について、移転請求をする手段をとることができる（同 1 項）。移転請求が認められ、移転の登録があったときに、乙はイに係る意匠権を取得できるからである（同 3 項）。」

以上